

令和8年「死亡災害ゼロ・アンダー240松阪＆多気推進運動」実施要綱

松阪労働基準監督署

1 趣旨

三重労働局における県内の労働災害防止対策については、「三重労働局第14次労働災害防止計画〔令和5年4月～令和10年3月〕」(以下「14次防」という。)において、「死亡災害ゼロ」、「死傷者数2,000人未満」を目標として、「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を毎年展開しているところであるが、令和7年の労働災害発生状況(11月末現在)は、死亡者数6人(前年同期比6人減(-50.0%))、死傷者数1,942人(前年同期比11人減(-0.6%))となっており、減少傾向はあるものの、目標達成のためには労働災害防止対策をより一層推進しなければならない状況となっている。

令和7年においては、新たな標語として「あせるな いそぐな おこたるな」を掲げて同運動を展開したところであるが、今般の労働災害発生状況等を踏まえ、令和8年においても、目標達成に向け、令和8年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を県内に広く展開することとしている。

当署においても、松阪労働基準監督署第14次労働災害防止計画を定め、「死亡災害ゼロ」、「死傷者数240人未満」を目標として、「死亡災害ゼロ・アンダー240松阪＆多気推進運動」を展開している。当署における令和7年の労働災害発生状況(11月末現在)は、死亡者数0人(前年同期比±0)、死傷者数208人(前年同期比4人増(+2.0%))となっており、死亡災害については目標達成が見込まれるもの、死傷災害については前年より増加傾向にあり、目標とする死傷者数240人未満の達成は厳しい状況にある。

よって、当署が目標とする「死亡災害ゼロ」及び「死傷者数240人未満」を達成すべく、令和8年も引き続き「死亡災害ゼロ・アンダー240松阪＆多気推進運動」を展開する。

2 災害動向

(1) 令和7年の動向

ア 死亡災害

令和7年11月末現在において0人となっており、前年同期比で同数である。令和3年より死亡災害ゼロを継続している状況にある。一方で、死亡には至らなかったものの、高所からの墜落や重篤な熱中症といった重篤な労働災害も発生している。

イ 死傷災害

令和7年11月末現在において208人と前年同期比で4人増(+2.0%)となっており、240人未満の達成は厳しい状況となっている。

主な業種別では、製造業60人(前年同期比7人増(+13.2%))、小売業29人(前年同期比3人増(+11.5%))、道路貨物運送業25人(前年同期比2人減(-7.4%))、社会福祉施設24人(前年同期比1人増(+4.3%))、建設業12人(前年同期比5人減(-29.4%))の順となる見込みであり、近年増加傾向にある小売業、社会福祉施設に加

え、製造業においても増加傾向にあると言える。

主な事故の型別では、転倒51人、墜落・転落33人、動作の反動・無理な動作31人、はまれ・巻き込まれ18人、激突され13人、交通事故（道路）12人、切れ・こすれ11人の順となる見込みで、行動災害（転倒、腰痛等）は、死傷災害の約4割を占める見込みである。

また、高年齢労働者（60歳以上）の死傷災害の割合は、死傷災害全体の3割を超える見込みである。

3 実施期間

令和8年1月1日から同年12月31日まで

4 標語

「あせるな いそぐな おこたるな」

5 目標

- (1) 労働災害による死者数0人
- (2) 労働災害による死傷者数240人未満
 - ア 製造業：55人未満
 - イ 建設業：16人未満
 - ウ 道路貨物運送業：28人未満
 - エ 林業：3人未満
 - オ 小売業：29人未満
 - カ 社会福祉施設：23人未満

6 最重点目標

14次防の4年目として、三重県内における令和7年の死傷災害において、増加傾向にある「行動災害」及び「製造業」の死傷者の減少に向け、以下を最重点目標とする。

- 「転倒」前年比5%減少
- 「動作の反動・無理な動作」同5%減少
- 「はまれ・巻き込まれ」同5%減少
- 「切れ・こすれ」同5%減少

7 重点事項

(1) 重点災害

- ア 行動災害
- イ 機械災害（はまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- ウ 墜落・転落災害
- エ 高年齢労働者の労働災害

オ 熱中症災害

(2) 重点業種及び重点取組み事項

- ア 製造業：機械災害防止とリスクアセスメント実施・リスク低減
- イ 建設業：三大災害（墜落・転落災害、建設重機災害、崩壊・倒壊災害）防止とリスクアセスメント実施・リスク低減
- ウ 道路貨物運送業：荷役災害防止（荷役作業安全ガイドラインの遵守）
- エ 林業：伐木作業安全ガイドラインの遵守
- オ 小売業：自主的な安全衛生活動の推進（転倒災害防止ほか）
- カ 社会福祉施設：ノーリフトケアの推進と腰痛予防

8 事業者の実施事項

- (1) 重点災害に係る防止対策（重点業種においては重点取組み事項も実施すること）
- (2) 年間安全衛生管理計画に基づく安全衛生活動の実施
- (3) 全国安全週間、全国労働衛生週間における大会等のイベント開催
- (4) 安全衛生教育の内容の充実、教育実施者のスキルの向上、事業場外資源の活用
- (5) 三重労働局・松阪労働基準監督署・労働災害防止団体が実施する大会・研修会への積極的な参加
- (6) 各種ガイドライン、要綱等に基づく労働災害防止対策等の実施

9 松阪労働基準監督署の実施事項

三重労働局が実施する令和8年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」の実施事項に基づき、特に以下の事項を重点として推進する。

- (1) 各種啓発用資料の作成・配布（Webページ「松阪労働基準監督署からのお知らせ」への掲載を含む）
- (2) 「行動災害防止研修会」の開催
- (3) 10月10日「転倒予防の日」における転倒災害防止対策の啓発
- (4) 新入者安全衛生教育推進による未熟練労働者労働災害防止対策の啓発
- (5) 墜落災害防止強調月間（7月、12月）における墜落災害防止対策の啓発
- (6) 『令和8年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ」無災害1・2・3トライアル』の周知・啓発
- (7) 熱中症防止対策の周知・啓発
- (8) 「はたらくひと」のイラスト募集等による啓発
- (9) 業種別労働災害防止団体等との連携
- (10) 公共工事発注機関等との連携
- (11) 管内4市町（松阪市・多気郡）との連携
- (12) 松阪・多気地区製造業安全衛生協議会との連携
- (13) マスコミ、各種団体広報誌等への広報